

支部規則・諸規程集

大阪司法書士会 北大阪支部

目 次

○大阪司法書士会 北大阪支部規則	1
○大阪司法書士会 北大阪支部役員等推薦および選任規程	5
○大阪司法書士会 北大阪支部旅費等規程	7
○大阪司法書士会 北大阪支部会費徴収規程	8
○大阪司法書士会 北大阪支部会員表彰規程	9
○大阪司法書士会 北大阪支部慶弔規程	10
○大阪司法書士会 北大阪支部福利厚生補助金等に関する規程	11
○大阪司法書士会 北大阪支部運営についての内規	13

大阪司法書士会 北大阪支部規則

第 1 条 (名 称)

当支部は、「大阪司法書士会北大阪支部」と称する。

第 2 条 (目 的)

当支部は、大阪司法書士会（以下「本会」という）会則にもとづき、本会の目的達成のための推進力となるべく、本会及び各支部との緊密なる連絡を保ち、支部会員相互の親睦と連絡並びに品位保持と資質の向上に関する事務を行うことを目的とする。

第 3 条 (事 業)

当支部は、前条に規定する目的達成のため、次に掲げる事業を行う。

1. 支部会員の品位保持のための指導および連絡に関する事項。
2. 支部会員の執務の指導および連絡に関する事項。
3. 登記等相談に関する事項。
4. 関係官公署との連絡協調に関する事項。
5. 本会および関係諸団体への答申連絡調整に関する事項。
6. 研究会、講習会の開催に関する事項。
7. 支部会員の綱紀に関する事項。
8. 広報活動に関する事項。
9. 支部会員の福利厚生と会員相互の親睦増進に関する事項。
10. その他、支部の目的達成に必要な事項。

第 4 条 (会 員)

当支部の会員（以下「当支部会員」という）は、本会に入会し、当支部の区域（枚方市・寝屋川市・交野市・守口市・門真市・四條畷市・大東市）に事務所を設置した者をいう。

第 5 条 (事務所)

当支部の事務所は、支部長の事務所内に置く。

第 6 条 (名 簿)

当支部に支部会員名簿を備え、会則第 5 条 1 項の入会届け（写）を編綴して調整する。

第 7 条 (役員等)

当支部に次の役員・理事および監事を置く。

支 部 長	1 名
副支部長	3 名以上 5 名以内
会 計	2 名
監 事	2 名
理 事	20 名以上 30 名以内

第 8 条（役員等の職務）

1. 支部長は支部を代表し支部の業務を統括する。
2. 副支部長は支部長を補佐して支部の業務を行い、支部長に事故あるときは副支部長中より互選された者一名が、支部長の職務を代行する。
3. 会計は当支部の経理事務を管掌する。
4. 監事は当支部の資産および会計の状況を監査する。
5. 理事は支部長・副支部長を補佐して支部の業務を分掌し、副支部長事故あるときは理事中より互選された者が副支部長の業務を代行する。

第 9 条（役員等の選任）

第 7 条に定める当支部の役員等は、定時総会で支部会員中より選任する。

第 10 条（役員等の任期）

役員等の任期は、その就任後 2 回目の定時総会の終結までとする。但し、補欠により選任された役員等の任期は、その前任者の残任期間とする。

第 11 条（総 会）

1. 総会は、定時総会と臨時総会の二種とする。
2. 定時総会は毎会計年度終了後 2 ヶ月以内に開催する。
3. 臨時総会は必要ある場合に随時支部長が召集する。

第 12 条（役員会および理事会）

1. 役員会および理事会は、それぞれ必要ある場合支部長が召集する。尚、理事会は役員を含めた会議とする。
2. 役員会は、第 7 条に定める支部長・副支部長・会計により構成し、総会ならびに理事会の決議に従い、会務について協議し、これを執行決定する。
3. 理事会は、前項に定める役員会構成者と第 7 条に定める理事により構成し、総会決議事項に従い、会務について協議し、また、支部規程等の制定・改廃について審議する。

第 13 条（総会の決議事項）

総会においては次に掲げる事項を議決する。

1. 事業計画、事業報告、予算、決算に関する事項。
2. 支部規則の制定および変更に関する事項。
3. 役員等の選任、解任に関する事項。
4. 支部役員会ならびに理事会の決議による附議事項。
5. 本会の理事会または支部長会に附議することを相当と認める事項。
6. その他総会において審議することを相当と認める事項。

第 14 条（総会招集日）

総会を招集するには会日 2 週間前に各支部会員に通知を発するものとする。但し、緊急を要するときは当該期間を短縮することができる。

第 15 条（議決権）

支部会員は各 1 個の議決権を有する。総会の議決は、出席した支部会員

の過半数を以って決する。

第16条（議長）

総会の議長は総会で選任し、役員会および理事会の議長は原則として支部長がこれにあたるものとする。

第17条（議事録および署名人）

総会の議事については、その経過の要領および結果を記載した議事録を作成する。

当該議事録には議長および総会で選出された署名者2名が署名捺印しなければならない。

第18条（会計年度）

当支部の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第19条（経費）

当支部の経費は、本会よりの交付金、普通会費、臨時会費および寄付金等その他雑収入を以って充てる。

第20条（会費）

当支部の普通会費は、1ヵ年金20,000円とし、毎年5月31日までに1ヵ年分を一括納入する。

臨時会費は、その都度納付する。

第21条（予算および決算）

1. 支部長は、当該年度の予算を作成し総会の承認を受けなければならない。
2. 支部長は、毎会計年度終了後、会計報告書を作成し、監事の監査を経て総会の承認を受けなければならない。
3. 前項の場合において、監事は監査の結果を総会に報告しなければならない。

第22条（顧問および相談役）

1. 当支部に顧問および相談役をおくことができる。
2. 顧問および相談役は役員会の承認を得て支部長が委嘱する。
3. 顧問および相談役は支部長の諮問に応じ、役員会ならびに理事会に出席して意見を述べることができる。
4. 顧問および相談役の任期は、支部長の任期と同一とする。

第23条（その他の規定）

この規則において定めのないもので、支部運営上必要な事項は、本会会則の規定を準用するとともに、理事会の議を経て、支部諸規程を設ける。また、役員会は別に規則・規程に準じた内規を定めることができる。

附 則

- 改正沿革
1. 昭和46年4月総会決議制定
 2. 昭和62年4月18日総会決議（普通会費年6,000円か

- ら年12,000円に)改正
3. 平成6年4月22日総会決議(普通会費平成7年4月1日から年12,000円を年20,000円に)改正
 4. 平成9年4月18日総会決議(各条文見直し)改正
 5. 平成22年4月16日総会決議(当支部の区域を大阪法務局枚方・守口および四條畷出張所の管轄区域から枚方市・寝屋川市・交野市・守口市・門真市・四條畷市・大東市に)改正

大阪司法書士会北大阪支部役員等推薦および選任規程

第 1 条 (目 的)

この規程は、支部規則第 7 条に定める役員等につき、同第 9 条にもとづく選任が、支部会員相互の信頼と協調を基本とし、公正・円滑に行われることを目的として、その候補者の推薦方法および選任方法を定めるものとする。

第 2 条 (役員等の推薦候補者は)

役員等の推薦候補者は、推薦委員会が選考して、支部総会に推薦提案するものとする。

第 3 条 (推薦委員会の決定)

推薦委員会は、支部役員の任期の満了する年の前年の 1 2 月末日までに決定するものとする。

第 4 条 (推薦委員の委嘱)

推薦委員は、支部長が支部会員の中から 10 名以内を指名し、役員会の承認を得て委嘱する。

第 5 条 (推薦委員会の組織・決議)

1. 推薦委員会は推薦委員で組織し、委員長は推薦委員の互選により選出するものとする。
2. 推薦委員会の決議は、推薦委員の過半数が出席し、その議決権の過半数で決議する。可否同数の場合は委員長が決するものとする。
3. 第 6 条の役員等に推薦候補として決定された会員は、第 4 条の規定に拘わらず推薦委員たる資格を失うものとする。

第 6 条 (役員等の推薦候補者名簿)

1. 推薦委員会は、支部役員の任期の満了する年の属する 2 月末日までに下記役員の推薦候補者名簿を支部長に提出するものとする。

支 部 長 1 名
副支部長 3 名以上 5 名以内
会 計 2 名

2. 推薦委員会は前項により推薦された役員候補者の意見を聴き、支部役員の任期の満了する年の属する 3 月末日までに下記の推薦候補者名簿を支部長に提出するものとする。

監 事 2 名
理 事 20 名以上 30 名以内

大阪司法書士会役員等選挙規則第 2 4 条 1 項規定の支部推薦理事および支部推薦綱紀委員 (共に第 2 順位までを含む)

3. 前 1. 2 項の他、支部会員は役員等の任期の満了する年の属する 1 月末日

までに役員等に立候補することができるものとする。

4. 立候補した会員がある場合、推薦委員会は立候補した会員およびその役職名を前1. 2項の推薦候補者名簿とともに支部長に報告するものとする。

第7条（通知）

支部長は総会の1週間前までに文書により、役員等の推薦候補者名簿および立候補した会員がある場合には、立候補した会員およびその役職名とともに支部会員に通知するものとする。

第8条（総会の承認）

第2条にもとづく役員等の推薦候補者は、出席した支部会員の議決権の過半数で承認されることによって、支部規則第9条による役員等に選任されたものとする。

立候補した会員がある場合で、推薦委員会の推薦候補者と立候補した役職が競合する場合には、総会において競合した役職につき、出席会員全員による無記名投票を行い、多数票獲得者をもって支部規則第9条による役員等に選任されたものとする。

第9条（推薦委員会の総会当日における役割）

推薦委員会の委員は、総会当日における役員承認決議にあたり推薦候補者名簿記載者を発表しなければならない。

立候補した会員があり、前条の投票を行う必要がある場合には、その選挙事務一切を行うものとする。

第10条（規程の変更）

この規程の変更は、支部規則の変更と同一手順により、総会の決議によって行うものとする。

附 則

この規程は、平成9年4月18日から施行する。

大阪司法書士会 北大阪支部旅費等規程

第1条

支部会員が支部会務で出張したときの旅費は、この規程の定めるところによる。

第2条

支部会員が支部会務のために出張するときは、旅費として金2千円以内を支給する。

第3条

支部が行う登記等相談については、担当支部会員に対し1回金1万5千円以内を支給する。

第4条

前第2条・第3条の他、支部役員（支部長・副支部長・会計）については、支部事業推進活動交通費として、一年につき金3万円を支給する。

第5条

支部会員が、他支部または他の友好団体の行事に参加するときは、支部役員において適当と認める場合、これに対する祝い金として金1万円以内を贈呈する。

第6条

この規程の改正等は、理事会の議により行う。

附 則

- ①この規程は平成9年4月18日から施行する。
- ②この規程は平成13年4月5日から施行する。
- ③この規程は平成15年4月4日から施行する。
- ④この規程は平成21年4月2日から施行する。
- ⑤この規程は平成23年4月2日から施行する。

大阪司法書士会 北大阪支部会費徴収規程

第1条（目的）

この規程は、支部規則第20条に定める支部会費が、支部の目的達成のために適正かつ円滑に徴収されることを目的とする。

第2条（徴収方法）

1. 普通会費徴収については、毎年定時総会出席の際に会計が徴収する。欠席した会員は会計の指示により、指定口座振込み・持参等などの方法により納入するものとする。
2. 支部への途中入会については、1年（年額金2万円）の4分の1（3ヶ月）を5千円として、そのうち会員期間2ヶ月を有する会員に対し適用し徴収する。
3. 臨時会費徴収については、その都度必要分を出席者ならびに出席予定者から徴収するものとする。

第3条（延納・減免等）

1. 支部会員は、疾病または災害その他の事由により、会費を納入することが困難なときは、支部長に対しその理由書をつけて会費の延納または減免を申し出ることができるものとする。尚、本会会費につき延納・減免等が認められた会員については、これを省略して申し出ることができるものとする。
2. 前項の申し出があった時は、支部長は役員会において実情を調査の上相当の事由があると認めた場合は、これを承認することができる。

第4条（その他）

この規程の改正等は、理事会の議により行う。

附 則

- ①この規程は平成9年4月18日から施行する。
- ②この規程は平成18年4月4日から施行する。

大阪司法書士会 北大阪支部会員表彰規程

この規程は、支部会員の本会と支部への帰属意識の高揚と各種事業への積極的な参加を促し、併せて支部活性化に参画し、また支部会員として活動した功績を北大阪支部会員全員で認め合うことにより、支部として当該会員に感謝の意を表現し、または表彰の機会を設けることを目的とする。

1. 支部会員が本会役員・支部役員等を永らく勤め、またはこれに準ずる活動をし、支部知名度の高揚と支部発展に特に功績があったものと支部役員会が認める場合、役員会の推薦により支部理事会の承認を受けて感謝状または表彰状に記念品を添えてその功績を称えることができるものとする。
2. 本規程は途中退会者・途中転出者にも適用する事ができる。
3. 本規程の改廃は理事会の議により行う。

附 則

- ①この規程は平成9年4月18日から施行する。
- ②この規程は平成13年4月5日から施行する。

大阪司法書士会 北大阪支部慶弔規程

第1条

支部会員（以下「会員」という）等の慶弔については、この規程の定めるところによる。

第2条

慶祝金および見舞金については、次の各号のとおりとする。

1. 会員が結婚したときは、祝金として金2万円を贈る。
2. 会員が病気傷害のため、1ヶ月以上執務することができなくなったときは、見舞金として金3万円を贈る。
3. 会員が天災地変により著しい損害を蒙ったときは、見舞金として金3万円を贈る。

第3条

弔慰金については、次の各号のとおりとする。

1. 会員もしくは会員の配偶者が死亡したときは、香典として金3万円を贈る。
2. 会員の両親もしくは同居の子が死亡したときは、香典として金1万円を贈る。
3. 会員と同居の二親等以内の親族が死亡したときは、香典として金5千円を贈る。
4. 前各号に該当した場合、しきみ料等として金5千円以内を贈る。
5. 会員にして、本会・当支部に対し特に功績があった者が死亡したときは、役員会の議を経て、前各号とは別に供花をもって、その功績を報奨することができる。

第4条

本規程は、支部会員から支部役員に届け出ることにより適用する。但し、支部会員としての責務を果たしていないと認められる者には本規程は適用しない。

第5条

この規程の改正等は、理事会の議により行う。

附 則

- ①この規程は平成9年4月18日から施行する。
- ②この規程は平成13年4月5日から施行する。

大阪司法書士会 北大阪支部福利厚生補助金等に関する規程

第1条（目的）

この規程は、大阪司法書士会北大阪支部規則第3条9号及び第10号の定めに従い、支部会員の福利厚生と健康増進を図ることを目的として、支部会員の健康診断受診料の補助と業務支援につき定めるものとする。

第2条（健康診断受診料の補助）

1. 支部会員が自己の健康維持のため、健康診断（人間ドック）を受診し、その受診料が金1万円を超える場合、受診した会員1人につき、1年度に1回限り、当支部はその助成金として金5千円を支給する。
2. 前項の規定により助成金を請求する者は、別に定める健康診断助成金支給請求書に必要事項を記載のうえ、受診後の領収書の写しを添付して、支部長宛に請求するものとする。ただし、この請求は受診日から1年以内に行わなければならない。

第3条（給付の停止）

前条の規定により助成金を請求する者が、次の各号の一に該当するときは、所定の給付を行わず、既に給付を受けた者は、その額を返還しなければならない。

- （1）虚偽の請求をしたとき
- （2）支部長が給付をすることが適当でないと認定したとき

第4条（業務支援）

健康上の問題により支部会員の業務に支障が生じている場合には、支部長は、当該会員の申し出にもとづき当該会員の業務処理が円滑に行われるよう業務支援に努めるものとする。

第5条（改正等）

この規程の改正等は、理事会の議により行う。

附 則

この規程は平成20年4月2日から施行する。

福利厚生健康診断費用助成金支給請求書

大阪司法書士会北大阪支部

支部長 殿

事務所

電話番号

司法書士

印

登録番号 第 号

健康診断受診費助成金請求の件
受診機関

添付書面

医療機関の受診料領収書写し

上記健康診断受診料は、当支部福利厚生補助金等に関する規程第2条に定める事項に該当しますので、これの助成金の支給を請求します。

平成 年 月 日

支部決済欄

受 付 者	担当副支部長	支 部 長	会計出金日

大阪司法書士会 北大阪支部運営についての内規

この内規は、北大阪支部運営につき支部役員が支部代表として活動するにあたり、規則・規程に定めのない場合の判断補完資料となることを目的として定めるものであり、強制されるものではないことを前提として設けるものである。

1. 大阪司法書士会北大阪支部規則について

- ① 支部規則第3条の定める支部事業運営について、支部長は総務部・企画部・厚生部・広報部・相談部を設置し、副支部長1名をその各部担当部長とし、理事若干名および他の支部会員全員につき部員として各部へ配分所属させることをもって各部を組織し、その担当部に対し指定する各事業の運営を任せることができる。

また支部長は、特定の事業目的を遂行するため必要に応じて特別委員会を設置することができる。本委員会の委員または委員長は役員会の議により、支部会員の中から支部長が委嘱する。

総務部は、特別委員会が設置され委員長が選任されていない場合はその第一回委員会開催招集について事務を行う。

- ② 前項により設置された各部の担当する支部事業について、事業遂行に必要な人材を支部内に求めると共に、会員中（特に必要と認める場合は他支部の会員でもよい）から各部長の推薦により、当該部の行う事業の基調講師または指導者として支部長から委嘱選任することができる。
- ③ 支部長は、支部事業を円滑に遂行するため、必要に応じて直前支部長に対し役員会及び理事会に出席を求めることができる。各部の部長が各部会に出席を求める場合も同様とする。
- ④ 支部長は、支部役員等推薦委員会が支部規則第7条に定める役員等を選考するについて、各支部会員の活動状況や会務・会議・研修事業等への出席状況を推薦参考資料として同委員会へ報告することができる。
- ⑤ 支部規則にもとづく支部事業執行に必要な役員会・理事会・総会・登記事務等連絡会・研修会・部会等を行う場合、役員会の判断により、相当と認める範囲（当分の間一人金2000円を上限とする）において、交通費にかえて食事等を提供することができる。
- ⑥ 支部役員が支部会務処理に必要な活動費として、役員交際費を予算化することができる。
- ⑦ 年度途中に当支部を退会した支部会員に対しては、その年度の定時総会の開催案内状を発することができる。
- ⑧ 大阪司法書士会役員等選挙規則第24条第1項に定める、支部選出推薦理事および同条第4項に定める支部選出推薦綱紀委員の各推薦につい

ては、連続2期を限度とし、支部会員より広く求め、より多くの支部会員にその経験を促すものとする。

2. 大阪司法書士会北大阪支部会費徴収規程について

- ① 第2条運営については、会計の判断としその事務処理をさせるものとする。
- ② 第3条手続きについては、支部会員から会計への申し出にもとづき支部長が事務処理するものとする。

3. 大阪司法書士会北大阪支部慶弔規程について

- ① 第3条5号弔慰金適用について支部退会者（廃業者を含む）である場合においても、元支部会員であった者が死亡したことを支部として知り得た場合で、支部会員期間中において支部に対し特に功績があったものと役員会が認める場合は、これを適用することができる。
- ② 支部長は、支部会員に弔事が発生した場合、当該会員よりの報告に従い、総務部長とともに他の支部会員へ訃報通知を発すると同時に、当該会員が所属する担当部長（副支部長）を中心として所属理事および所属部員に対し、両日の受付業務補助などの役務を分担依頼することができる。
- ③ 支部弔旗は、支部長または総務部長の事務所に保管する。

4. 支部表彰規程について

- ① 感謝状または表彰状に添える記念品の額については、金3万円を上限とする。
- ② 報奨する機会は支部定時総会において行うものとする。
- ③ 支部会員として永年（30年以上）在籍している会員に対し、本規程を適用することができる。

5. 本内規の改廃は、役員会の提案により理事会の議によって行うものとする。

附 則

- ①この内規は、平成9年4月18日から効力を発する。
- ②この内規は、平成13年4月5日から適用する。
- ③この内規は、平成14年4月5日から適用する。
- ④この内規は、平成17年4月5日から適用する。
- ⑤この内規は、平成19年4月4日から適用する。
- ⑥この内規は、平成21年4月2日から適用する。
- ⑦この内規は、平成23年4月2日から適用する。